

ATMにおける通帳出金のお取扱いができませんとなります

令和5年8月1日より、ATMでの出金はキャッシュカードが必要です。



対象者

通帳の見開きにおいて、下記貯金種類になっており、キャッシュカードを発行している方が対象となり、ATMでの通帳出金ができなくなります。

対象貯金

「普通 一般」、「普通 総合」、「普通 営農」、「貯蓄 一般」
※法人の方は「普通 一般」のみ

給与、年金、配当金などの自動受取や公共料金の自動支払をご利用の際は、こちらの金融機関番号・店舗番号、普通貯金口座番号をご指定ください。

金融機関番号・店舗番号

貯金種類	口座番号	課税区分	マル優限度額	変更日	限度額
			千円	年 月 日	千円

通帳発行日 年 月 日
通帳発行回数 回

お取引店
電話番号
通帳発行店

印紙税法第5条の適用により非課税

(通帳見開きイメージ)

本件は、行政の指導により信用事業におけるセキュリティを強化するための取組みとなります。利用者のみなさまにはご迷惑をお掛けしますが、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

ATMでの通帳出金をご利用のみなさまへの対応について

○通帳での出金をご希望の方

ATMでの出金は不可となりますが、窓口では、通帳・お届け印による払戻しはできます。窓口の営業時間にお越しいただきますようよろしくお願いいたします。

○キャッシュカードが紛失・破損している方

キャッシュカードの紛失または破損等により使用できない方は、ATMでの出金ができなくなりますので窓口にて再発行手続きをお願いします。なお、キャッシュカードがお手元に届くまで1週間程度かかりますので、お早めのお手続きをお願いします。

○複数枚のキャッシュカードの発行を希望される方

1つの口座に対して2枚目のキャッシュカード(代理人カード)を発行することが可能です。希望される方は窓口にてお申出ください。

【留意事項】

- ATMでの通帳による入金および記帳は引き続きご利用できます。
- キャッシュカードの再発行や1つの口座におけるキャッシュカードの複数枚の発行はJA所定の手数料をいただく場合がございます。
- 店舗によって窓口の営業時間が異なる場合がございます。予めご確認のうえお越しくください。

その他不明な点等ございましたら、お近くのJA窓口または渉外担当者にお尋ねください。